

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○河村委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

立憲民主党として初めての予算委員会の質問でございますので、新しい政党でございます、よろしくお願いたします。

我々は、政治の最高の価値は立憲主義、民主主義にある、これを守り抜く、そういう政党でございます。多様性を認め合い、困ったときに寄り添い、お互いさまに支え合う社会を目指しております。特定の価値観を上から押しつけるトップダウン型の政治ではなくて、国民の皆様の草の根からの声に支えられたボトムアップ型の政治を目指してまいります。

国家権力は、内心の自由を決して侵してはならない。そして、安全保障政策は、近くは専守防衛の範囲内で現実に対応する、そして遠くは抑制的に対応する、そして人道支援は積極的に対応す

る、こういう基本政策を持った政党でございますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

さて、質問でございますけれども、相当与党の質問時間は長いなというふうに感じたところでございまして、本来、今まで八年間、慣例があつたんですね、野党と与党の質問時間の分布。それであれば、この二日間の基本的質疑においては、野党のトップバッターは今まではお昼前に始まっていたところでございます。与党が質問時間が二倍ぐらい、二倍近く長くなったということでございます。

これは、総理が直接、萩生田幹事長代行ですか、指示されたと聞いておりますけれども、その質問時間を短くするという狙いというのはどこにあるんでございましょうか。

○安倍内閣総理大臣 私が国会の質問時間等について指示をするわけもなく、指示はしております。

また、萩生田議員も、インタビュにに応じて、指示は受けていないと明言されたというふうに承知をしております。

○長妻委員 これは非常に重要な問題だと思っておりますね、国会の監視機能、この問題でございます。

そうすると、総理、不思議なんです。各新聞が、では誤報をしまくっているのかということなんです。

例えば、総理が熟読しろとおっしゃっている読売新聞、これも十一月十二日に、首相は野党に手厚い質問時間配分を見直すべきだと発言している

と報道しておりますし、日経新聞は見出しで、「与党の質疑時間 首相が拡大指示 萩生田氏に」と。中身も先ほどのとおりでございます。総理は萩生田氏に、報道によると、これだけ民意をいただいた、我々、これは自民党のことであると括弧で書いてありますけれども、の発言内容にも国民が注目しているの、機会をきちんと確保していこうと指示をされた。

各報道というのは間違いということなんでございましょうか。

○安倍内閣総理大臣 私からファクトを申し上げます。

まず、私は指示をしております。いわば、私が指示をしていない、その場に第三者がいなくても、一方の当事者の私は指示をしていないということにはつきりと申し上げておきたいと思っております。では、それを受けた萩生田氏が何と発言をしているかということでございますが、萩生田氏自由民主党幹事長代行は、先般、NHKの「日曜討論」でこう発言をしております。

まず、総理から国会の運営について指示があったというのは全くの誤報です、国会のことは国会でお任せしたいという前置きをした上で、私の説明に対して一定の理解を示したということ、私がブリーフしたんですね、ですから、NHKのニュースではそのことは放映されておりません、こう述べているわけでございまして、つまり、萩生田氏が私に説明をして、私は聞いていたということでございます。

○長妻委員 これほど日本の大新聞が全部そろって誤報するのか。

しかも、これは不思議なのが、これも報道だけれども、自民党の吉田参議院幹事長という方が十一月七日の自民党役員連絡会で、総理がこう言っていると言わない方がいいと萩生田氏に苦言を言った、こういう報道もあって、そして、その後時間配分は国会で決めること、総理が独断専行しているように思われると述べたというふうにあるわけで、総理は否定されておられますし、萩生田氏も今のお話だと否定されておられますから、これ以上は言いませんけれども、そういうニュアンスが総理から相当あったんじゃないかというふうには私は感じるんです。

総理、言っていないというのであれば、自民党の国対委員長の方に、時間配分は従来どおりでいいじゃないか、こういうことを、ぜひ次回からそうしようというふうに、ちよつとやっていただけませんか。

○安倍内閣総理大臣 今、長妻さんが、私と萩生田さんのやりとりを見てきているわけではないんですから、つまり推測で物を言っておられるわけでありませんが、そこに二人しかいなかったわけでありませんが、私は明確に言っていないということをおし上げ、そして萩生田さんもそう申し上げているわけでありまして、それをそれ以上、いわば長妻議員が思い込みで言われても、これは余り建設的な議論ではないだろう、こう思うわけでありませぬ。

そもそも、最初申し上げたように、国会の運営

について私は指示をする立場にはないわけでありまして、当然、それをどうこうしろと言うこと自体はまさにその前提を覆すことであって、いわばあってはならないということを長妻議員が言っているわけでありまして、あつてはならないことを私はやってはいけないうらう、こう思っている次第でございます。

まさにそれは国会でお決めになることであつて、もう既に両党が御議論されて今の五対九になつて、今こうやって議論をしているんですから、その中で、長妻さん、建設的な議論をしようではありませんか。

○長妻委員 これは思い込みといつても、では、政治部の記者が思い込んで、吉田参議院幹事長も思い込んだということなんですかね。

総理、八年間続いてきた、国会での野党の質問時間を重視するという予算委員会、これは自民党が野党のときに強力に要請があつて、当時の与党の民主党が渋々受け入れたことから始まっているんですよ。

総理、これは本当に監視機能の問題なんです。国会はもちろん政府の監視だけじゃありません、役割は。ただ、我々はその監視機能も大変大きな役割の一つだと思つておりまして、まさかその監視を受ける政府のトップがその監視を緩めてくれととられかねないような時間短縮の発言をしたとは思いたくはないんですが、ほとんどのマスコミが報道して、参議院の自民党幹事長まで注意をするというふうなことでございますから。

総理、では最後に一言、時間の配分については

従来どおり、もとに戻そう、そういうふうに一言だけおっしゃってください。この話はそれで終わりにします。どうぞ。

○安倍内閣総理大臣 吉田幹事長は、まずは新聞報道を見て萩生田さんに、こういう報道があるけれども気をつけた方がいいよという話をして、萩生田さんは、そもそも私から指示を受けていないということをおし上げ、吉田さんにも述べたというふうには、私は承知しております。

これは既に政党内で協議をした結果がまさにこの配分なんだろう、その中で私は総理大臣として出席をしておりますから、私もそうですが、内閣のそれぞれ各位は誠意を持って答弁させていただくことによつて責任を果たささせていただきたい、このように考えております。

○長妻委員 これは予算委員会含め国会の監視機能ということについても、監視を受ける側ではありませんし、総理からそういう指示があつたとしたら遺憾でもありませんし、そういう指示がないのであれば、もとに戻そうというふうなことも、ぜひサジェスチョンを自民党の国対にもしていただきたいというふうに思います。次回からはもとに戻していただきたい。強くお願いをいたします。

そして、総理、るる午前中もありませんでした森友学園の問題、会計検査院から報告が出ました。我が党の福山幹事長が当時、参議院の予算委員会提言をして、全会一致で決まつて、そして出てきたということでございます。

総理は、森友問題、この積算について、国会で

もずっと、適切だ、適切だ、適切だと、ずっと適切を繰り返してまいりましたけれども、その適切というのが会計検査院の報告で覆されたということでございます。これについて、総理として国会や国民の皆さんへの謝罪等はあるのでございませうか。

○安倍内閣総理大臣 今回の報告は、国会からの要請により、独立した行政機関である会計検査院によって実施されたものであり、政府として、その指摘については真摯に受けとめなければならぬと考えております。

国有地は国民の共有の財産であり、その売却に当たっては、国民の疑念を招くようなことがあってはなりません。今般の会計検査院の報告、さらには、これまでの国会等での議論の中で厳しい御指摘があったことも踏まえ、私たちも、国有財産の売却について、業務のあり方を見直すことが必要と考えています。

公共性が高い随意契約は、売却価格を全て公表するなどの手続の明確化を図ること、売却価格の客観性を確保するため、財務省が提示したような特殊な事案については第三者による算定確認を行うこと、適切かつ十分な文書管理の徹底を図ることという方針で財務省にしっかりと対応させることとしたい、このように考えております。

○長妻委員 いや、全く総理、答えておられないんです。これは本当に、総理、真摯な答弁とか謙虚というふうにおっしゃっておられるので、ぜひかみ合うような質疑をしたいと思うんですね。それで、結局、今の話も、今後は注意しますと。

午前中も、与党の質問に対しても、今後も注意します、与党は、それでいいよ、こんなようなやりとりがあつて、私は非常に腑に落ちないわけでございますけれども、総理はずっと、適切、適切に見積もられている、適切だというふうな価格算定についてもおっしゃっておられるので、これについて、ずっと答弁されておられるんですから、国会に対して、これは申しわけなかった、適切ではなかったというようなことは、国民への謝罪も含めて、お認めにならないのでございませうか。

○安倍内閣総理大臣 さきの通常国会においては、国有地売却の問題について、基本的に処分を担当している財務省や国土交通省から適切に処分していたとの答弁があつたところであり、私もそのように報告を受けていました。これまでの私の発言については、そのような理解の上で申し上げたものであります。

他方で、国有地の売却価格については、会計検査院がきつちりと適正に厳正に調査するものと思つていふことを申し上げて、それも申し上げてきたところでございます。

政府から独立した機関である会計検査院が調査を行い、今般国会に報告が提出されたわけでありまして、その報告については真摯に受けとめる必要がある、このように考えております。今後、関係省庁において、業務のあり方についてしっかりと見直しをさせる考えでございませう。

○長妻委員 いや、ちよつとここまでこの質問がなかなかうまくいかないというのは予想していなかったんですが。

つまり、財務省から適切だと言われたから自分は適切だと答弁したまでだというふうな今聞かされたわけでございますけれども、でも、適切ではなかったわけで、そういう意味では、国会で何度ものいろいろな議員が聞いて、相当な時間を使って、適切、適切とおっしゃったことが違つていたわけでございますから、総理自身の答弁の責任として、謝罪なり、国会に対して、国民に対して、そういう発言というのは一切ないのでございませうか。

○安倍内閣総理大臣 政府のいわば出費、支払い、支出等については、これまでも、さまざまな国会でのやりとりをさせていただいているわけでありませう。その際、それを執行した省庁の説明を私たちは、私は総理大臣として受ける場合もありますし、受けない場合もあるわけでございますが、しかし、業務の執行においては、それぞれの省庁が的確と判断したものを執行していくわけでありませう。

その際、さまざまな指摘があり、また、会計検査院がさまざまな調査をし指摘をするわけでありまして、それを我々は真摯に受けとめ、今後こういうことがないように各省庁でそれをしっかりと果たしていく、こういうことになつていくわけでございます。当然、これは今回も同じことでございまして、先ほど申し上げましたように、価格については会計検査院がきつちりと厳正に調査するものと思つているということを申し上げているわけでございます。会計検査院が調査することを否定しているわけではもちろんなくて、全面的に協力をさせていただきたい、こう申し上げてき

たところでございます。

○長妻委員 これはどうなんですかね、トップリーダーのあり方として。部下が適切だと言ったから、自分は適切だと言ったまでであると。しかも、この問題は、確かにいろいろな適切じゃないことはあるでしょう、会計検査院の指摘で。ただ、これだけ、安倍昭恵夫人が名誉校長を務めて、いろいろな問題が提起されている中で、ずっと適切、適切とおっしゃっていて、それが適切でなかったときに、今の答弁というのは、これは私は到底国民の皆さんは理解できないと思うんですよ。

私も、国会で質問をした政党の一員として、ずっと適切と言って、それが違っていたときに、いやいや、部下が言ったから、会計検査院が指摘して、真摯に受けとめると、それだけで済まされるというのは、私はこれはいかがかと思えますよ、総理のあり方として。

これ以上言っても、総理はまた文書を読まれるだけだというふうに思いますけれども、この姿勢こそが、全然直っていないじゃないですか、謙虚な姿勢とか、真摯な答弁とか。そういうふうには言わせていただきたいと思うんです。

そして、これは結局、動機なんですよね。会計検査院も記者会見でおっしゃっておられますけれども、こういう会計の不備、皆さんの見積もり、こういうものについては法令にのっとって指摘をするけれども、ただ、それがどういうメカニズムで起こったのか、動機までは立ち入ることはできない、こういうふうにおっしゃっておられます。会計検査院のある幹部は、これは読売新聞でこ

ざいますが、総理が熟読せよとおっしゃっている新聞でございますけれども、「最初から結論ありきで積算されたと言われても仕方がない」、こういうふうには検査院の幹部が言っているという報道もありますし、朝日新聞、「検査院のある幹部は、「ここまで裏付け資料がないのは珍しい」、「行政機関は普通、資料を残しておくもの。資料がないはずはない」、こういうふうにおっしゃっておられるという報道もございます。

そういう意味では、何で前例にないようなことが起こったんだろうか。これは、賄賂をもらったという形跡はないというふうにも聞いておりますから、どういう動機でこういう、ある意味では、チームプレーと言ったら失礼でございますけれども、一人の官僚が独断でやったのではなくて、上から連動したような形でこういう皆さんの形が続いたというふうには私は受けとめるわけで、この動機について、何かそんなくがあったのかなかったのかということでございます。

ぜひ、総理、我々要求をしております証人喚問、参考人、この招致について、ぜひお認めをいただきたいと思うんです。特に、安倍昭恵夫人について、全くやましいことがないのであれば、国会でお話をいただきたいというふうには思うわけでございます。

安倍昭恵御夫人は、籠池の奥様とメールをやりとりされているということも聞いておりますし、あるいは講演にも行かれたということ、あるいは昭恵奥様付の秘書が問い合わせにお答えしているとか、いろいろなことが言われております、そ

の自身が、報道がありますけれども、その真偽が一体どうなのかということも我々わかりませんので、ぜひ、我々は安倍昭恵御夫人、そして佐川国税庁長官、あるいは池田近財の元統括官、柳瀬経済産業審議官など、この問題について国会にお呼びしておりますので、ぜひそれを総理としても前向きに捉えていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○安倍内閣総理大臣 委員会の運営でございますから、委員会でお決めになることだと思います。

○長妻委員 委員会であれば委員会で決める。

では、昭恵御夫人について、記者会見も一切されておられない。記者の皆様方から要請はされているようにございますけれども、一切の公の場でのこの件についての説明はないということ。

しかし、今月の二十三日のシンポジウムでは、昭恵御夫人が講演をされて、ことしは学校のことであるいろいろございましたということで会場の笑いを誘ったという報道がございますけれども、実際、私はその会場にいたわけではございませんけれども、御自身もそういう理解が、認識があると思えますので、では、国会以外の場で全部洗いざらい答えたらどうだ、やましいことがないのであればということをお答えいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 この問題については、きょうもそうなんです、さきの通常国会もそうですが、私がこの場においてお答えをさせていただいているというところで御了承いただきたい、このように思

ます。

○長妻委員 総理と奥様は別人格でありますから。自分の言うことを信じろというような御答弁だと思っておりますが、今回、会計検査院の報告が出て、信じられないんですよ。適切、適切、適切とずっとおっしゃって、あれだけ長い時間国会での質疑時間を使って我々も質問して、適切ということとかわかって、結局適切じゃなかったじゃないですか、検査院から出た報告が。ですから、総理の言うことについて、ぜひ奥様本人にお答えをいただきたい。

きょう午前中の質疑の中で、与党の方が、悪魔の証明、こういうことをおっしゃっておられた。この問題については、赤いカラスが、こういう例を挙げられていましたね。赤いカラスがいるのかどうかというのは、全てのカラスを全部捕まえてみないとわからない、だから悪魔の証明なんだ、こういうようなことをおっしゃっていましたけれども、その証明をする努力もされておられないじゃないですか、そうしたら。証明する努力をぜひしていただきたい。

もし、本当に総理がやましいことが一点の曇りもないのであれば、これだけ大きな問題になっているわけです、マスコミも含めて。国会でも長時間使って時間をかけてやっているわけでございまして、きょう、理事会の中では、自民党の、一切、参考人も証人喚問もゼロ回答という回答が参ったところでありますから、総理、ぜひ、やましいことがないのであれば、それは証人喚問、ここの集中審議などを含めてきちっと開いて、それは全部

質問に答えるよ、こういうような指示をしていただけではないでしょうか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 最初に国会の運営について指示をするなど言ったのは長妻委員だというふうな指示をしておりますが、国会については、まさに国会がお決めになることであろうと。国会がお決めになったことに対して、政府としては、行政を預かる者としてその責任を果たしていきたい、このように考えております。

○長妻委員 では、国会が決めれば、昭恵夫人は国会に出席するというところでよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 国会がお決めになることであります。

○長妻委員 これでは、国会がお決めになるということでも、私も予算委員会の野党の筆頭理事をしておりましたけれども、官邸からいろいろな指示が飛ぶような、そういう話も仄聞をいたしまして、自律的に、自民党の国対委員長、その上司はやはり自民党の総裁である安倍総理でもありませんから、これは、そういう形で逃げていただくということでは、本当に真実がなかなか明らかにならないのではないかとふうに思います。

そして、加計学園の問題につきましても、これも、私も、議事録についてオープンにしているということで見えてまいりましたら、非常に驚きましたのが、六月五日、平成二十七年ですね、議事録ここにありますが、実はここに一切出席者も何にも書いていないという中で、平成二十七年六月五日の金曜日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリング、ここに実は加計学園の関係者三

人が来ていたと。一切発言もないし、出席名簿もここに全部ありますけれども、そこだけ抜けているということ、この議事録は出していただけないですか。梶山大臣。

○梶山国務大臣 お答えいたします。

ワーキンググループの議事は、原則公開との八田座長の方針に基づき、ルールにのっとって詳細な議事要旨が作成され、オープンにされています。ワーキンググループ提案ヒアリングは、提案者から責任ある説明を求める場であるため、提案者以外の者は正式な出席者とはなっておりません。提案者でない加計学園関係者は、提案者である今治市の独自の判断で同席をさせた説明補助者という形にすぎず、会議の一般則に従い、正式な出席者とはしておりません。その補足説明も非公開であったため、特別に認められた非公式なものであります。

このため、そもそも正式な出席者や公式な発言を記録する議事録、議事要旨の掲載対象とはならないのは当然であると考えております。

○長妻委員 いや、驚く答弁だと思えますね、これは。加計学園の関係者三人が、このワーキンググループのヒアリングに同席して発言もしていた。普通は、補助者というんですか、普通は発言ないということをお聞きしております。異例なことで発言をされておられるということ。

例えば、二〇一五年六月にワーキンググループの司会役である藤原内閣府の審議官がこういうふうにおっしゃっています。議事要旨はかなり議事録に近い形で、ほとんど発言のとおり書いてい

る。

そして、安倍総理は、ことしの七月二十四日の予算委員会で、私の友人がかかわっていることではありませんから、疑念の目が向けられていることについて十分考えながら、何ができるのか真剣に考えていきたい、国家戦略諮問会議あるいはワーキンググループの議事録もオープンにされている、こういうふうにおっしゃっておられるわけで、私は、ここに出席したというのはたまたまいろいろな関係者から聞いてわかったわけで、ほかの議事録というのはちゃんと公開されているんですか。

この議事録を今公開されないというふうにおっしゃりましたけれども、結局、総理、いろいろな問題がなかなか国民の皆さんにすんと腹に落ちない。ちようどきょうの日経新聞を見ていましたら、日経新聞がきのうまでの世論調査、最新の世論調査をされておられて、加計学園の獣医学部新設手続をめぐる政府の説明に納得できないという方が七一%、納得できるという方が一〇%、そして、加計学園の獣医学部新設の認可について、これを評価するという方が二七%、評価しないという方が六〇%ということでありまして、ですから、ぜひ、これは国会でありますから、総理が率先して、何しろ議事録も含めて全てオープンにしようじゃないか、あるいは、国会にいろいろ参考人も含めて全て、全てとは言いませんけれども、ゼロ回答ではなくて、総理が必要だと思う人、それを呼ぼうじゃないか、こういうふうなことを、全てゼロ回答でいくのではないというふうなことをぜひ御

指示いただけないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 先ほどワーキンググループのことについて、何かごまかしているかのような印象を与える御質問だった、このように思います。が、梶山大臣から答弁しているとおりでございまして、特区のワーキンググループは、原則は公開の方針に基づいて、この案件に限らず、このワーキンググループで取り扱う案件については、八田座長を初め民間有識者の皆さんが決めたルールに基づき運営されているものと承知をしております。

このルール等については先ほど梶山大臣から答えたとおりでございますが、こうした運営ルールにのっとって、まさに全てがオープンにされているとの認識をしております。

○長妻委員 ただ、これは、何度も何度も、ワーキンググループにこの加計学園の関係者とか、あるいは、いろいろこれまでの政府の中の審議で加計学園がどういふふうに発言でかわっているのか、どういふかわりがあるのか、何ども何度も質問を受けているわけで、ここに出席しているというのを何で初めからおっしゃらないのかという疑念も残りますし、そして、こういうことについても全てオープンにするとおっしゃっておられますから、今回の事情の特殊性に鑑みて、ぜひ、総理がそういう後ろ向きな答弁をされていくというのは本当にこれはよくないと思います。ぜひ、森友でも加計でも、結局、全て議事録やメモも含めてオープンにしましょう、こういうことを率先して総理が言っていただけはいいんで

すよ。これは何度聞いてもおっしゃられないわけでありませう。

そして、菅官房長官、今お戻りになっておられましたので、ちよっとお聞きしますと、山井議員の質問で、菅官房長官が十一月二十四日の内閣委員会で、会計検査院の報告が出た、国会答弁と検査院報告の矛盾をどうするんだというふうに言われて、菅官房長官は、答弁と報告との関係について関係省庁で精査する、こういうふうにおっしゃっておられる。つまり、国会での発言と会計検査院の調査、データに基づく調査のそこについてはちゃんと精査をして、恐らく精査するというのは報告することだと思えますので、速やかにこの予算委員会で報告をいただけないでしょうか。

○菅国務大臣 私は、内閣委員会で申し上げたのは、まずは関係省庁において、今回の報告書の内容を十分精査した上で、速やかに国有財産処分に関する見直しを行うなど適切に対応する必要があるという趣旨の話をし、具体的には、財務省及び国土交通省は、公共性が高い随意契約は売却価格を全て公表するなどの手続の明確化、特殊な事案についての第三者による算定確認などの売却価格の客観性の確保、こうした見直しの方針を示している、このように承知しています。

それで、答弁については、今回のこの報告書をしっかりと精査した上で、その対応を財務省、国交省で適切に対応する、そういう答弁をしたというふうに記載しています。

○長妻委員 いや、答弁と報告との関係について

関係省庁で精査するとおっしゃっております。精査されたら、国会で報告してください、ぜひ。この予算委員会で速やかに集中審議を開いて、予算委員会にそのところがある部分について報告をいただきたいということを、ぜひ、総理、報告するということをお約束いただけませんか。

○菅国務大臣 私は、内閣委員会の答弁は今申し上げましたけれども、まず、検査院の指摘を受けたことを精査した上で、財務省、国土交通省で適切に対応させていただきます、こういうふうに申し上げます。

○長妻委員 いや、それは、でも精査したら報告はあるんじゃないですか。報告はあるわけですよね、国会か国民の皆さんへの報告というのは。

○菅国務大臣 精査した上で、そのかつての答弁と問題があれば、そこは適切に対応するということを私は申し上げたわけです。

○長妻委員 精査しても、適切に対応して国会で報告しないというのは許されないとだと思えますし、国民の皆さんに発表もしないんですか。いや、本当に信じられません。

改めて、理事会で我々野党が要求しておりますのが証人喚問。森友学園、加計学園の問題では、内閣総理大臣夫人昭恵さん、学校法人加計学園理事長加計さん、内閣総理大臣補佐官和泉さん、元文科事務次官前川さん。そして、参考人としては、国税庁長官の佐川さん、財務省近畿財務局管財総括第三課長の池田さん、経済産業審議官の柳瀬さんという七名を要求しております。

私も質問の準備をいたしましたけれども、一切

ゼロ回答ということでもございましたので、本当に解明する努力ということかそういう姿勢がほとんど見られないということでありますから、総理、全然話が本場に、丁寧な説明ということで私も期待してきょうこの質問席に立ったわけでもございますけれども、全く前と変わらないわけでありまして、選挙が終わつちまえばこつちのものとは思っておられないと思えますけれども、ぜひ、総理、本当に真摯な形で、やましいことがなかったら、どんな答弁していただきたいし、参考人も呼んでいただきたいし、資料も出していただきたいということをお願いたします。

またあした、野党、仲間も質問いたしますので、あしたはぜひちゃんと答えていただきたい、よろしくお願いたします。

そして次に、憲法の問題でございますけれども、総理、憲法九条について御発言がございました、自衛隊を書き込んでいくと。自衛隊を憲法九条に位置づけて書き込むと、自衛隊の武力行使の限界等々、何か変わることというのはあるのでございますか。

○安倍内閣総理大臣 自衛隊が明記されることによつてということでございますか。

私が述べてきたこの提案でございますか、九条について、これはまだ自民党の中で議論しているところでございます。まだ自民党の中において、どのような形で九条の改正を行うかということがまとまっていないわけです。

また、逐条的に、私は今ここで総理大臣としてこの場に立っておりますので、自民党の案について

て説明する立場にはないわけでございますが、しかし、あえて申し上げますと、私が提案したことに、提案、つまり、一項、二項を残してという形で自衛隊を明記する、明記の仕方にもよるわけです。ありますが、自衛隊を明記するということの中におきましては、自衛隊の存在が憲法に明記されることによつて、自衛隊の任務や権限に変更が生じることではないものと考えていることは明確に申し上げておきたいと思えます。

○長妻委員 そうすると、何にも変わらないというふうな趣旨だと思えますけれども、何も変わらないのに、なぜ、相当な国民的議論、二分するよな形でですね、議論をして提起をされるのかという理由を教えてください。と思います。

○安倍内閣総理大臣 選挙戦を通じて何回も御説明をさせていただいたところでございますが、いわば自衛隊については、違憲、合憲論争がずつと行われ、今でもあるのは事実でございます。憲法学者の中においても、合憲と言いつつ憲法学者は二割しかないわけでありまして、違憲の疑い、あるいは合憲と言いつつ違憲の疑い、あるいは合憲と言いつつ違憲の疑い、七割を超える憲法学者がそう述べているところがございます。

そのことによつて、教科書についても、違憲の疑いについての記述がほとんどの教科書に載っているところがございます。自衛隊員のお子さんたちもこの教科書で勉強しているわけでございます。ある自衛官から聞いたのでありますが、お子さんから、お父さんは違憲なの、こう言われたことに胸を切り裂かれる思いだったと言われていた

話を私は聞いたことがあるわけでございます。

そうした中において、今、この緊迫する北朝鮮情勢、安全保障環境が厳しくなる中において、三百六十五日二十四時間、国民の命を守るために精励している諸君たちが、あるいは、災害があれば、まさに国民の命を守るために、みずからの危険を顧みず現場に飛び込んでいく自衛官たちに対して、違憲、合憲という議論が残っている、これをなくしていくことが私たちの世代の責任ではないか、このように考えたところでございます。

○長妻委員 今の話は、朝日新聞の調査の話を用いられているのであれば、七割というのは数字が違うと思います。

そして、もう一つ、政府においては自衛隊は合憲というふうな解釈をされておられますし、我々立憲民主党も自衛隊は合憲である、こういうふうな思っているところであります。

いやに学者の皆さんの動向を気にされるんですけれども、総理、おかしいのは、おとしの存立危機事態の、集団的自衛権を行使する、憲法を変えないで行使するときに、これも同じ朝日新聞の調査でありますけれども、憲法学者百二十二人中百四人が反対した。明確な反対だけでも八五%が、憲法学者のほとんどが反対して、それを押し切つて、そのときは憲法学者の皆さんの意見は余り重視せず、今回急に、ずっと歴代自民党が合憲、合憲と言って、別に自衛隊を明記するということの提起はなかったにもかかわらず、突然、憲法学者の皆さんの言うことが気になった、気になってい

く、条文の中に盛り込んでいくというのは、私は、どうもその理由について、なかなか腑に落ちないところがあります。

我々も憲法学者の皆さんと議論をいたしました。仮に自衛隊をいろいろな形であっても憲法九条に明記すると、これはフルスペックの集団的自衛権を認めることにもつながる、そういう解釈もできる可能性、余地が出てくるんじゃないのか、こういうような指摘も受けたところでございまして、総理は、フルスペックの集団的自衛権というものについては、中長期的には入れた方がいいというようなお考えもお持ちなんでございましょうか。

○安倍内閣総理大臣 これは朝日新聞の調査の結果を申し上げているわけでございますが、これは二割しか、憲法は合憲であると言いつける学者は二割しかないわけでありまして。

七割以上かどうかということについては、世論調査の結果を見ていただければわかるんですが、いわば違憲である、違憲の疑いがある、合憲と言いつける方という方もおられるわけでありまして、それを足していけば七割を超えるわけでありまして、であるからこそ、いわば教科書、ほとんど全ての教科書にこの議論が載っているのは事実であります。相当の量を割いてこの記述を書いている、いわば教科書会社も存在するのは事実であろう、こう思うわけでありまして。

その憲法学者の方々が、まさに平和安全法制についても違憲であるということをお述べられたわけでございます。

そもそも、自衛隊に対していわば合憲であると

言いつける人は二割しかいない中における方々の、これはアンケートであるということも申し添えておきたい、こう思うわけでございます。それを同時にやっておりますから、そういうことなんだろう、こう思うところでございまして。

そこで、自民党の中において、二項は削除するべきだと。一項については、これは国連憲章の中にもあるわけでありまして、多くの国々の憲法にも似た記述がある憲法はあるわけでございますが、二項においては、二項を削除するべきだという議論は随分あるのであります。しかし、この二項による制約がかかっているのも事実でございます。いわばこの二項の制約がかかる以上、一項があり、そして、二項の制約がかかる以上、自衛隊がなし得ることは変わりはない。

集団的自衛権の、いわば我々閣議決定をした、一部、三要件のもとに集団的自衛権の行使を容認するということに変更したところでございますが、これは一項、二項の制約を受ける中においての変更であるということでございます。それに自衛隊が明記されることによってその制約は変わりはないと我々は考えているところで、制約は変わりはないということでございます。

○長妻委員 将来的な集団的自衛権フルスペック、これは総理は導入すべきと思われているんですか。
○安倍内閣総理大臣 だから、今申し上げたように、一項、二項の制約がある中においては、いわば現在の三要件がかかる、こういうことでございます。

○長妻委員 いや、これも総理の言うとおりで

ないですよ。

憲法学者の皆さん全員が全員そうかわかりませんけれども、私がお尋ねした憲法学者の方々は、やはり一項、二項をそのままにして、例えばその次の条文に自衛隊を明記するということをしたとしても、それは後から追加した条文が優先されるということになって、戦力を明確にそこで認めることになって、集団的自衛権、日本が危機がなくとも地球の裏側まで武力行使ができる、そういう解釈の余地が出てくる、こういう可能性も否定できない、そう言う方もいらつしやるわけで、結局またいろいろな論争がこれは出てくるのではないかとこのように思います。

我々の立場といたしましては、おとしの安保法制の集団的自衛権、限定的であるにしても解釈の中で入れてしまった、これは我々は容認できないということでありまして、前の状態に戻すべきであるというふうに考えているところであります。我々は、立憲主義を大切にすること、憲法は国家権力にたがをはめる、歯どめをかけるのが憲法の主な役割である、こういうふうにするのが政党的な役割から、それを強める方向の憲法改正の議論というのにはあってもいいんじゃないか。例えば解散を、衆議院の解散、総理は、私から見ると、自由自在に解散をされておられる。自分が有利なとき、あるいは国会で議論が余りしてほしくないとき、そういうふうな形で非常に自由奔放に解散をされて、歴代の総理大臣はこれほど自由自在な解散というのにはなかった、節度があったというふうには私は理解をしているのでございます

が、ドイツでもイギリスでも、解散というのは相対制約されているんですよ。

ですから、そういう意味では、たがをはめていく方向を強めるのはいいですけども、そうでない、たがを緩めていく方向の改正議論というのは我々は非常に否定的であるということも申し上げておきたいと思えます。

それでは、自民党の憲法草案についての質問も申し上げますけれども、自民党の憲法草案については、前回、五月ですか、総理に質問したときに憲法草案は撤回するんですかというふうに聞きまして、読売新聞を熟読しろと。ここで出てきたわけがありますけれども、幾ら熟読しても書いてありませんので聞きますけれども、自民党憲法草案は撤回されるということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 その後の質疑においても、憲法草案を撤回するかどうかという御質問がございまして、既にお答えをさせていただいているところでございますが、本来、これは私、ここには内閣総理大臣として立っておりまして、政府として進めていく政策について説明する責任と義務においてこの場でお答えをさせていただいているわけでございますから、党の総裁としてお答えする立場にはございません。

その上で申し上げますと、御指摘の自民党の二十四年草案、自民党の二十四年草案、これは二十四年草案、何回も繰り返すわけですが、このとき私は総裁ではないわけでございますが、前総裁のときの草案でございまして、二十四年草案は、平成二十八年十月に党の憲法改正推進本部長

方針で整理されたように、党としての公式文書ではあるが、それを手にしてから既に四回の国政選挙を経て議員の構成が大きく変わり、その間に当該草案に対して内外から多くの御意見をいただいていたことを踏まえ、そのまま国会の憲法審査会に提案することは考えていないと位置づけられているものであります。

現在、その後の議論の深化も踏まえ、さきの衆議院選挙において公約として掲げた自衛隊の明記、教員の無償化、充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消の四項目を中心として、改正案について党内で検討している状況にあるところというところでございまして……（長妻委員「撤回」と呼ぶ）

ですから、これを撤回というのは、憲法審査会に出していれば撤回であります、そもそも出してもいないわけでありまして、自民党が議論してきたものとして今言った位置づけになっているということであろうということでございます。今、内閣総理大臣の私がそれを撤回するかどうかということと言う立場にはもちろんないわけでございますし、そもそも出していないものは撤回するという対象ではないのではないかと、こう思う次第でございます。

○長妻委員 相当詭弁だと思えますよ。

与党ですよ。自民党ですよ。今一番大きな政党が、しかも総理大臣も出している政党の憲法の考え方について、憲法九十七条、基本的人権の尊重、最高法規をばさっと全文削除していたり、十一条の基本的な人権について、「将来の国民に与

へられる。」と現行憲法で書いてある「将来の国民」をばさっと削除したり、あるいは「公共の福祉」というのを「公益及び公の秩序」に変えてしまったり、こういう形で、非常に私たちはこれは問題ありと。これは非常に、こんなことが実際に憲法改正されたら大変なことになるということは、警鐘はこれからも鳴らしていきたいと思えますので、ぜひ、一回白紙に戻すということをおっしゃっていただきたい。

そしてもう一つは、内心の自由にもかかわることなのでございますが、総理も大きく旗を振ったと聞いておりますけれども、来年の四月から、全国の小学生に対して、道徳心や愛国心に対して成績をつけていく、こういうことがいよいよ始まってまいります。

これは、道徳科が正式な教科になるということに伴っての措置でありますけれども、生徒たちに対する、子供たちに対する評価、成績づけは、点数はつけない、記述式でいく、そしてほかの生徒とも比べない、その子供の成長の過程を評価してあげる、こういうふうなことでございまして、そして受験には一切使わない、こういうことが、説明があったわけでありませぬ。

私自身も、愛国心とか道徳心というのは、これは大変重要な価値だと思えます。これはもちろんです。そして、道徳心や愛国心も、適切に学校で教えるのであれば、私もそれを別に否定するものではないと思えますけれども、ただ、幾ら何でも、道徳心とか愛国心に対して、来年四月からは小学校、再来年の四月からは全国の中学生に対して、成績

をつける、評価をするというのはやり過ぎである、これは本当にやめてほしいと思うんです。

そして、受験には使わないということをおっしゃる、私も相当文科省に交渉をして、受験には使わないという話になったんですが、実は、これは私もびっくりいたしました。抜け穴があったわけでございます。実は、内申書には入れないということになったんです。ただ、通信簿、御家庭にお子さん經由で持つていく通信簿には道徳心、愛国心の評価が入ることになりました、通信簿は受験校に行かないんだという説明だったんですが、実は、私も知らなかったわけでございますが、任意で、任意でというか、受験のときに親御さんに通信簿のコピーを出させる、そういう私立中学校がたくさんある。

任意は任意なんだけれども、それは受験するときに出すのが必須でありますから、受験するとき、これを出さなきゃいけないわけでありまして、それを文科省に調べてほしいと言ったら、調べていただいて時間がかかったんですけれども、そういう通知表の写しを求めている学校は、私立の中学校で百八十三校、二四・三％、全体で百八十五校、約二割あったということで、道徳心、愛国心について、受験の参考にそれを本当にしているのかというところについて、総理、どうですか、これはやめた方がいいんじゃないでしょうか。

○林務大臣 今、長妻委員からお話がありましたように、特別の教科、道徳の全面実施に伴います、中学校、中等教育学校の入学者選抜に係る調査、通知表の写しの活用実態についてという調

査を行いました、過日調査結果を取りまとめまして、各都道府県等に周知をしたところでございませぬ。

やはり委員御指摘のように、これが行ってしまつと、結局それが、何か使われるんではないかという御懸念が保護者の方にあるのか、こういうこともありますし、ただ、逆に言う、それは非常に簡便なあれでできるものだから、今度は、逆に言うと、それをやらないかわりに内申書なるものをやると、それはまたそれで作業がかかるということ、これは丁寧にしつかり見ていかなきゃいけないと思っております、この具体的な取り扱いについては、関係する団体の皆様とも協議しながら、しつかりと、各学校に対して、使わないという趣旨の徹底、道徳の評価を入試に使わない、この趣旨の徹底を図ってまいりたいというふうな思っております。

○長妻委員 これは使わないといっても、通知表には記載されて、親御さんには渡る。それは、絶対に私立中学校はコピーをもらっちゃいかぬということを本当に徹底できるのかどうか。

私は、総理、ちよつとぜひ答弁を次いただきましたと思うんですが、細かいことは聞きませぬ。

文科省に聞きますと、何で入試の、ほかの評価は、通信簿に出ているほかの全ての、基本的にはほかの評価は全部使うわけですよ、使っていないわけですよ、評価は。ここだけ使っちゃいかぬという理由は何だと聞きましたら、今教育している評価のつけ方を先生方に教えているんですね、国が。そのガイドラインにも書いてございますけれど

も、客観性、公平性が求められる入試選抜とはこの評価はなじまないんだというふうに書いてあるわけです。

つまり、みずから、愛国心、道徳心の評価については、客観性や公平性が求められる入試、入学選抜とはなじまないということは、客観性、公平性が求められるものではないというふうにも読めるわけで、であれば、ちよつと評価はやめた方がいいと思うんですよ、総理。総理、これは大きな方針でありますから、これは総理に。

でも、まあ百歩譲って評価するのであれば、例えば、道徳科の授業のときの発言の態度とか、あるいはどれだけ出席があつたとか、いっぱい手を挙げたかとか、そういうようなことについてのある程度の外形的評価、客観的な評価というのは、私も、よくよく研究しなきゃいけませんけれども、あり得るとは思いますけれども、これは内心まで踏み込むものについて本当に大丈夫なのかということでもあります。

これはぜひ、本当にこれは大丈夫なのかということ、その評価のガイドラインも、学校の先生方に教えているところには、子供たちが道徳的価値の理解をさらに深めているかということでありまして、道徳的価値、この中には、国と郷土を愛する心、愛国心もありますけれども、これはやはり、深めたか深めていないかという評価は、何が正しい愛国心、道徳心なのかという基準がなければなかなか評価できないわけでありまして、その基準を国が先生方に教えて、評価の仕方までガイドラインをつくって教えていくというのは大丈夫

なのかという気がしますが、総理、ぜひ、ここで即答できなければ研究するでも結構ですから、お答えいただけませんか。いや、次へ行きますから、総理、答弁してください。

○安倍内閣総理大臣 詳しくは文科大臣に答弁させたいと思いますが。

御指摘の点については先ほど文科大臣が答弁したとおりでございますが、道徳科の評価は、一人一人の成長の様子を認め、励ます観点から、文章により記述するものであります。このため、入試において他の生徒と数値の上での優劣をつけるような扱いがなされることはないものと考えています。

中学入試における取り扱いを含め、道徳科の評価の趣旨について、その徹底を図ってまいりたいと思います。

詳しくは大臣から答弁させたいと思います。

○長妻委員 ちよつと、じゃ、もう一つ。じゃ、一点だけ。これは大臣にも聞きますが。

これも、一時、ちよつと笑い話にもなった話なんです。私は笑える話ではないというふうに思っています。

いよいよ、来年四月から成績をつけるというのが始まりますけれども、小学校一年生の教科書の検定です。

検定について、ある教科書会社が、おじいさんと小学生が地元を散歩して、これは、国と郷土を愛する心というようなものを評価する、そういう物語ということ、最後にパン屋さんが出てくるんです。

これは、同じ一年生のお友達の家でした、このパン屋さん。おいしそうなパンを買って、お土産です。これが最後に出てきて、この物語は実は検定でバツになった。理由を見ますと、国と郷土を愛する心が不十分である、こういうことになった。ところが、最後のところを和菓子屋さんに変えたら、これはマルになったと。

私、全部読みましたけれども、ほとんど一字一句同じです。最後の和菓子屋さんかパン屋さんのところが大きく違うところでありまして、これはパン屋さんの業界団体が抗議したということも聞いておりますけれども。

まあ、これはこれで笑い話にしても私は深刻だと思っておりますが、国が、こっちは国と郷土を愛する心が望ましくて、こっちは望ましくないみたいなことを一々チェックし出す。当然、自主的だと言っている。マルかバツかは出すけれども、それは教科書会社がみずから考えてほしいということだとは思っていますけれども、こういうようなことも始まっておりますから、ぜひ評価については考え直していただきたいということを強くお願いいたします。

そして次に、北朝鮮の問題でございますけれども、これについて総理も本当に努力されているというふうには思います。

トランプ大統領とも会談して、いろいろ、中国に対する貿易の問題、ことし九月の経済制裁、国連の問題など、取り組んでおられると思えますけれども、一つ、ちよつと私が懸念しているところがございまして総理の見解をお伺いしたいの

でございますけれども。

今、いろいろな駆け引きの中でいろいろな情報が飛び交っておりますが、アメリカには、まだ北朝鮮からICBM、大陸間弾道弾、これが届くものが開発されていないと言われております。ところが、日本あるいは韓国については、当然、戦争が起こったときに被害をこうむるようなミサイルというのは開発されているということが濃厚である。

こういうような温度差がある中で、今回、例えば米朝を含めたいろいろな水面下の駆け引き、やりとりの中で、今回のこの問題について、一定のレベルのところまでスタックというかフリーズとどうか、そういうようなことに結果としてなってしまうまいんだろうかという懸念を持つ人もいますし、私もそういう懸念を持っております。

もちろん、アメリカあるいは世界各国は、核については完全放棄をしなければならない、こういう建前とどうかこういう主張はもちろんするわけで、我が国ももちろんする。これは、主張だけでなく、我が国はもちろん本音でそういうふうには考えないといけないわけでありませうけれども、現実問題としてそれが難しい場合、途中の段階で、ある一定のレベルでとどまれば云々かんぬんというふうな、そういう交渉なり、そういう水面下の動きなりがあつては私は絶対ならぬと思つておりますので、総理はそういう動きについてどういふふうに対処するか。そういう動きが総理はあると思うのか、ないと思うのか、ここでおっしゃれないとは思いますが、そういうことは決してあつてはならないということをぜひここで明言していただきたいと思ひます。

〇安倍内閣総理大臣 北朝鮮の核・ミサイル開発はこれまでにない重大かつ差し迫つた脅威でありまして、北朝鮮は我が国を射程におさめるノドンミサイルを数百発保有していると見られておりますが、これは、我が国はもちろんであります、在日米軍にとつても直接の脅威となっております。

北朝鮮には、完全、検証可能かつ不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄させなければなりません。このために、圧力を最大限まで高め、北朝鮮の側から核・ミサイル開発を断念するので話し合いたいと言つてくる状況をつくっていくことが必要であり、日米との、日本とアメリカとの間ではこの方針について完全に一致をしているところがございますし、私もトランプ大統領に何回もこの基本方針について確かめているところであります。

確かに、さまざまな論調がございます。いわば現在の挑発行動をやめて、そして、それに対して対応して米韓の軍事訓練等々をやめるといふ案も、ダブルフリーズもあるわけでありませうが、それに近いところでも凍結しておけばいいという案もあるわけがございますが、日本としては、まさに日本への脅威は全くまだ残るわけでございますから、そうではなくて、圧力を最大限まで高める中において、先ほど申し上げましたような、完全検証可能かつ不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄させなければならぬということでございます。また、米国との間においては、私とトラ

ンプ大統領を初めとして、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を行つており、今後とも日米で緊密に協力して北朝鮮問題に対応していきたいと考えております。

〇長妻委員 本日に懸念されているようなことにならないように、ぜひ総理、強い意思を持つていただいていると思ひますけれども、お願いをしたいと思ひます。

そして、中国については、これはきょうの質問でもありましたけれども、原油を、今も輸出がとまつていないと。ただ、ことしの九月十一日になり厳しい制裁はしたもののパイプラインはまだ通つているということでございまして、これが北朝鮮の軍事活動の原動力になっているということもございませう。

来年一月前後にはその効果がどれだけ出るのかというのが、一説によると三割程度は絞られているんじゃないかということも言われておりますので、これについて、ぜひ、アメリカと協力して、あるいは総理の個人的な、あるいは外務省のパイプもほかのパイプも含めて、中国に何としても、戦略的に原油を絞つて、総理がおっしゃるような、北朝鮮がみずから交渉のテーブルに着いてくるような、そういう貿易の絞り込みということについても、ぜひ、日本が大きな力を果たすことができる位置に今いると私は思つておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思ひます。

我々立憲民主党は、この北朝鮮の危機については、まさに我が国の危機でございますので、専守防衛を基本としてやるべきことがたくさんあると

いうふうを考えております。今の外交の問題や、あるいはミサイルを防御する仕組みについても、本当に効果の高い仕組みはどうなんだと。これはあくまでも専守防衛の範囲内でございますので、そういうところについては政府とも積極的な議論をしていきたいというふうには思いますが、ただ、総理の憲法九条の考え方については、到底これは容認できるものではないということもつけ加えておきます。

そして、最後に経済社会政策なんでもございませうけれども、総理、今、格差が成長を損なうというようなことを、私もずっと以前からそういうことをこの委員会でも申し上げてまいりました。格差というのは成長を損なっていくんだ、これが今、世界の経済の専門家では、IMFもOECDもスティーグリッツ教授もおっしゃっているようなところでございます。

やはり格差については、個人消費、一番限界消費性向の高い低所得者がそれが伸びないとか、あるいは能力がなかなか発揮できない、一部の人がしか発揮できない、こういうような理由で経済の足を引っ張ってしまうというようなことがあって、私どもは、やはり、この世に生まれたからには、一度だけの人生でありますから、どなたでも初めは、自分の力を発揮しよう、こういうふうな思う気持ちがあると思います。社会の中で役に立とう、あるいは人様のために役に立ちたいという気持ちは誰でもあると思います。

しかし、いろいろな壁が日本は多過ぎて、それがまた厚く高くなって、何度も壁にぶち当たると

ちに、もうやる気がうせてしまう。つまり、力の発揮を邪魔する壁が日本社会はたくさんでき上がってしまった。これを取り除くことで、日本はもっとよくなるというふうには考えております。

その中では、一つは、いろいろあるんですけども、非正規雇用の問題、四割を超える、なかなか力が発揮できない。あるいは教育の問題、きょうも議論がございました。どういう御家庭に生まれるかで受ける教育レベルが全然違う。アメリカよりも日本は教育費の自己負担比率が高い国です。今、先進国で一番高い国です、比率でいえば。

そして、例えば男女。性別が単に違うだけで、同じ仕事をしているのに賃金が倍以上違う。こんな国も珍しいし、女性が家庭で、育児と介護で潰れている、こういう女性もたくさんおられる。シングルマザーの二人に一人が貧困状態にある。

あるいは六十五歳以上のひとり暮らしの高齢者の女性、二人に一人が貧困状態にあるということ、力を発揮しようと思っても、それがなかなか発揮できにくい状況をつくっておいて、一億総活躍、経済成長だと言っても、一部のエリートがもう疲弊してしまう。そんなような、全員野球になっっていないような今私は日本の経済の状況だと。

総理が生産性革命とおっしゃった。私も、結果としての生産性を上げるというのは賛成でございます。稼ぐ力が日本は先進国で二十位まで落ちてしまった。ただ、手法について、私は総理に大きく疑義があるわけでございます。

まず一つは、総理は、労働法制を岩盤規制だということ、どんどんドリルで穴をあけていくよ

うなお話もされておられます。でも、果たして労働法制は岩盤規制一方なんでしょうか。今、それを緩めたことで、どんどんどんどん日本の稼ぐ力が落ちた。それも大きな理由だと思います。当然、ICTとかあるいは物流の集約化とかあるいは職業教育とか、そういうのも重要ですけども、やはり力の発揮を促すような労働法制、こういう観点でぜひ考えていただきたいと思うんです。

そして、私が、「日本の非常識」、三つ書きました。残念ながら、自民党からは、この「非常識」という言葉はだめだと。私も粘りましたけれども、このパネルを出さない、出さなければクエスチョンを入れるというので、ここにクエスチョンを入れられたけれども、不本意でございますけれども。

サービス残業減らずというか、サービス残業がずっと放置されている。IMFが、総理、先週、レポートを出しまして、「KAROSHI」というローマ字を書いて、日本の長時間労働を何とかしろという警告までいたしたくような今でいたらくでございます。サービス残業が放置されている。死ぬまで働く。経済成長はしても、死ぬまで働く、それでいいのかどうかと。

契約社員の雇用、ヨーロッパに比べて、日本は入り口規制がない。ヨーロッパでは、契約社員は原則禁止です、雇用は。日本は平気で、一年、二年、三年、四年雇うことができる。ヨーロッパの諸国では、これは、例えば六カ月のイベント、時限的な仕事、六カ月だけ、あるいは一年で閉まる店舗、そういう、仕事が時限的であれば、その時

限に応じた雇用は認められるけれども、ずっと永久に続くような店舗で契約社員というのは原則はできない、こういうようなことになっているとこゝろであります。

そして、この二十四時間営業、これはいろいろな議論があると思いますが、私が確認したところ、先進国で日本ほど自由な国はない。これも、いろいろな国に行きますと、深夜営業が禁止になっていたり、一部ガソリンスタンドのついている店舗だけとか、あるいは日曜の営業は基本的には禁止になっていたり、もう働く人が相当疲弊するような、非正規雇用の七割を契約社員が占めるわけでございます。

総理、最後に、もう時間もなくなりましたので、ぜひ一言お願いしたいのは、来年に法案が出てくる、いわゆる我々が言っております残業代ゼロ法案という法案なんでございますが、これは、営業マンにも裁量労働制を入れるということで、裁量労働制というのは今まで営業マンでは入れることができませんでしたけれども、これは、例えば残業二十時間というふうに決めてしまうと、それ以上働いてもお金は出ない、二十時間分だけ払って過去、ほかの業種で入れている例を調べると、圧倒的に長時間労働になっちゃうんですね、残業代を払わない形で。

そういう残業代ゼロ法案を、総理、もう出すというのを政府は決めたというふうに聞いておりますけれども、こういう労働法制が岩盤規制だと、そうではなくて、労働法制をうまく活用することで高付加価値を生む、働く人々たちを実は育んでい

く、そういうツールでもある、労働法制は。そういうお考えのもと、来年の法案についても考えていただきたいし、総理が主導する働き方改革でも、残業時間百時間までオーケーよ、こういうような考え方を打ち出して、私はもう本当に腰が抜けましたけれども。

そういうようなことについて、ぜひ、労働法制は岩盤規制一方ではない、生産性を高める、稼ぐ力を高めるためには、労働法制は一つの活用ツールとして、いろいろな規制をむしろ強めるところもある、こういうようなお考えのもと、来年の法案について言及いただければ、最後に、総理、お願いします。もう時間がないので。いや、総理、もう最後です。時間がないですから。これはきょうテレビも入っているの、これはほかにも迷惑がかりますから。

○河村委員長 先、加藤厚労大臣、ちよつとありますから。

○長妻委員 いやいや、総理。これは委員長、時間がもうないんです、ないんですよ。いや、委員長。

○河村委員長 一分で答えます。

○長妻委員 じゃ、一言。

○加藤国務大臣 一言だけ。

今、働き方改革について言及がございました。長時間労働の是正や、あるいは非正規で働く方の処遇の改善、これらにしっかりと努めていくことによつて、それぞれ事情がある中で、また意欲や能力を十二分に発揮できる、それを働き手の視点に立って我々は進めていきたいと思ひますし、今

お話があった裁量労働制等も含めて、そういう自律的な働き方をしていく。

もちろん、健康の確保とか、それから、上にありますような、しっかりとした時間を管理して、過労死を超えるような長時間労働にならない、これはしっかりと努めていく中で、今申し上げた、いわば労働法制を使って人々が安心して働き、それが生産性を上げ、そしてそれが我が国の経済成長につながっていく、それをしっかりと目指していきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 時間外労働の上限規制については、これはまさに連合と我々は合意をしたわけでありまして、これは歴史的なことであつた、こう思ひます。

具体的には、時間外労働の上限は月四十五時間かつ年三百六十時間と法律に明記する方針でありますし、その上で、労使が合意した場合でも上回ることはできない上限を七百二十時間とし、その範囲内において複数月の平均では八十時間以内、単月では百時間未満と定めているわけでありまして、これは、まず実効性があり、かつ、ぎりぎり実現可能な水準として労使が合意に達した内容であり、それに沿つて法定するものであります。

さらに、労使合意を踏まえて、可能な限り時間外労働を短くするため、新たに労働基準法に基づき時間外労働を適正化するための指針を定め、国が使用者及び労働組合等に対し、必要な助言指導を行えるようにすることを予定しているわけであります。

このように、今回の改革は長時間労働に対する

規制を強化するものでありまして、基本的な考え
方についてはただいま加藤大臣から答弁したとお
りでありまして、我々、いわば岩盤規制としてそ
れを砕いていくということではなくて、いわば多
様なニーズがあるわけでありますから、多様な働
き方を可能にしていくことによって、これは当然
生産性も上がっていくだろうと思います。また、
長時間労働はむしろ、これは生産性に対してプラ
スにはならないという我々考え方を持っていると
いうことは申し述べておきたいと思えます。

○長妻委員 これで終わりますけれども、この多
様な働き方という言葉の裏には、これは、注意し
なきゃいけないのは、多様な働き方、雇用規制、
労働法制を緩めるということになる、その力関
係が違うわけですね、被用者と経営者。そして、
どんだんどん結局は、非正規雇用のような、
非常に、社内教育も十分受けられない、雇用が不
安定、そして労働生産性も結果として上がらない、
こういう悪循環に陥る過去の歴史があるじゃない
ですか。

私は、自民党がこんなに非正規雇用をどんだん
ふやした責任を感じていないんじゃないかという
ふうに思っています。小泉内閣から派遣を本格解禁
して、ここまで日本の稼ぐ力を低下した原因の一
つ、雇用の緩和し過ぎ、これをぜひ自民党は反省
をしていただきたいということを強く申し上げて、
私の質問といたします。

ありがとうございます。